

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令

新旧対照条文

◎ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）

改正後	改正前
<p>（身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の作成）</p> <p>第三条（第一項から第三項まで 略）</p> <p>4 法第七十条第二項（法第七十二条の六において準用する場合を含む。）又は法第七十二条の三第二項の規定に基づき作成する計画についての第一項の規定の適用については、同項第二号中「及びそのうちの身体障害者又は知的障害者」とあるのは「並びに当該職員のうちの身体障害者、知的障害者又は法第七十二条の二に規定する精神障害者（以下この号及び次号において「精神障害者」という。）及び採用を予定する重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である法第三十八条第一項に規定する短時間勤務職員（次号において「短時間勤務職員」という。）」と、同項第三号中「及びそのうちの身体障害者又は知的障害者」とあるのは「並びに当該職員のうちの身体障害者、知的障害者又は精神障害者及び当該計画の終期及び各会計年度末において見込まれる重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間勤務職員」とする。</p>	<p>（身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の作成）</p> <p>第三条（第一項から第三項まで 略）</p> <p>4 法第七十条第二項の規定に基づき作成する計画についての第一項の規定の適用については、同項第二号中「及びそのうちの身体障害者又は知的障害者」とあるのは「並びに当該職員のうちの身体障害者又は知的障害者及び採用を予定する重度身体障害者又は重度知的障害者である同項に規定する短時間勤務職員（次号において「短時間勤務職員」という。）」と、同項第三号中「及びそのうちの身体障害者又は知的障害者」とあるのは「並びに当該職員のうちの身体障害者又は知的障害者及び当該計画の終期及び各会計年度末において見込まれる重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間勤務職員」とする。</p>

(障害者雇用調整金の支給)

第十四条 法第五十条第一項の障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の初日(当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日)から四十五日以内に支給の申請を行った事業主に支給するものとする。

(在宅就業単位調整額)

第二十条 法第七十四条の二第三項第三号に規定する在宅就業単位調整額は、二万一千円とする。

(評価基準月数)

第二十一条 法第七十四条の二第三項第四号に規定する評価基準月数は、三月とする。

(法第七十四条の二第三項第五号の政令で定める額)

第二十二条 法第七十四条の二第三項第五号の政令で定める額は、三十五万円とする。

(準用)

第二十三条 第十六条の規定は、法第七十四条の二第一項の在宅就業障害者特例調整金(以下「在宅就業障害者特例調整金」という。)

(障害者雇用調整金の支給)

第十四条 法第五十条第一項の障害者雇用調整金(以下「調整金」という。)は、各年度ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、翌年度の七月三十一日(当該年度中途に事業を廃止した事業主にあつては、当該事業を廃止した日から四十五日を経過する日)までに支給の申請を行った事業主に支給するものとする。

の支給について準用する。

(厚生労働省令への委任)

第二十四条 第十四条から前条までに定めるもののほか、調整金、障害者雇用納付金又は在宅就業障害者特例調整金に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(法第七十四条の三第三項第一号及び第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの)

第二十五条 法第七十四条の三第三項第一号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第二百一十一条第一項(同法第一百七七条、第一百八条第一項(同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。)、第一百九条(同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。))及び第一百二十条(同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。))に係る部分に限る。の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。))第四十四条(第四項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)

二 職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第六十七条(同法第六十五条第一号に係る部分を除く。))の規定

(厚生労働省令への委任)

第二十条 第十四条から前条までに定めるもののほか、調整金又は障害者雇用納付金に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

- 三 最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）第四十六条（同法第四十四条に係る部分に限る。）の規定
- 四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第五十二条（同法第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）に係る部分に限る。）の規定
- 五 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）第二十条（同法第十八条に係る部分に限る。）の規定
- 六 労働者派遣法第六十二条の規定
- 七 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第五十二条（同法第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定
- 八 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。）第二十二条（中小企業労働力確保法第二十一条第二号に係る部分を除く。）の規定
- 九 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号。以下「育児・介護休業法」という。）第六十六条（育児・介護休業法第六十四条に係る部分を除く。）の規定
- 十 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第三十五条（同法第三十四条第二号に係る部分を除く。）の規定

十一 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第二百一十一条の規定及び労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二百二十二条の規定

2 法第七十四条の三第三項第三号の労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。

一 労働基準法第一百七十七条、第一百八条第一項（同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。）、第一百九条（同法第十六条、第十七条、第十八条第一項及び第三十七条に係る部分に限る。）及び第二百十条（同法第十八条第七項及び第二十三条から第二十七条までに係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第二百一十一条の規定（これらの規定が労働者派遣法第四十四条（第四項を除く。）の規定により適用される場合を含む。）

二 職業安定法第六十三条、第六十四条、第六十五条（第一号を除く。）及び第六十六条の規定並びにこれらの規定に係る同法第六十七条の規定

三 最低賃金法第四十四条の規定及び同条の規定に係る同法第四十六条の規定

四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律第四十九条、第五十条及び第五十一条（第二号及び第三号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

五 賃金の支払の確保等に関する法律第十八条の規定及び同条の規定に係る同法第二十條の規定

六 労働者派遣法第五十八条から第六十二条までの規定

七 港湾労働法第四十八条、第四十九条（第一号を除く。）及び第五十一条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第五十二条の規定

八 中小企業労働力確保法第十九条、第二十条及び第二十一条（第二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る中小企業労働力確保法第二十二条の規定

九 育児・介護休業法第六十二条、第六十三条及び第六十五条の規定並びにこれらの規定に係る育児・介護休業法第六十六条の規定
十 林業労働力の確保の促進に関する法律第三十二条、第三十三条及び第三十四条（第二号を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第三十五条の規定

十一 労働者派遣法第四十四条第四項の規定により適用される労働基準法第一百八条、第一百十九条及び第二百一条の規定並びに労働者派遣法第四十五条第七項の規定により適用される労働安全衛生法第一百十九条及び第二百二十二条の規定

（法第七十四条の三第六項の政令で定める期間）

第二十六条 法第七十四条の三第六項の政令で定める期間は、三年とする。

（法別表第五号の政令で定める障害）

第二十七条 法別表第五号の政令で定める障害は、次に掲げる障害と

（法別表第五号の政令で定める障害）

第二十一条 法別表第五号の政令で定める障害は、次に掲げる障害と

<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ぼうこう又は直腸の機能の障害 二 小腸の機能の障害 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 <p>附則</p> <p>8 第十六条の規定は、法附則第四条第三項の報奨金（以下「報奨金」という。）及び同条第四項の在宅就業障害者特例報奨金（以下「在宅就業障害者特例報奨金」という。）の支給について準用する。</p> <p>9 前項に定めるもののほか、報奨金及び在宅就業障害者特例報奨金に^レ関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>	<p>する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 ぼうこう又は直腸の機能の障害 二 小腸の機能の障害 三 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害 <p>附則</p> <p>8 第十六条の規定は、法附則第四条第三項の報奨金（以下「報奨金」という。）の支給について準用する。</p> <p>9 前項に定めるもののほか、報奨金に^レ関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。</p>
---	---